



浦添市公告第 80 号

浦添市保健相談センター清掃業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 23 日

浦添市長 松本 哲 治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契 約 件 名	保健相談センター清掃業務委託契約
2 契 約 内 容	浦添市保健相談センター建物内及び周辺の清掃
3 契約の相手方の 決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約する。
4 選 定 基 準	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する 団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であるこ と。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の精神障害者の ために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供す る業務を行っていること。
5 申 請 方 法	見積書及び定款又は登記事項証明書（現在事項全部証明書） 提出による。
6 備 考	令和 8 年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続 きであり、予算成立後に効力を生じる事務である。なお、議会におい て当該事務に係る当初予算案が否決された場合は、契約を締結しな い。
7 契 約 担 当 課	福祉健康部 健康づくり課 電話番号 (098) 875-2100